

軽度者に対する福祉用具貸与（対象外品目）の判断基準と書類提出について

○軽度者とは、要支援 1・2、要介護 1 の利用者をいいます。（ただし、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要支援、要介護 1・2・3 の利用者をいいます。）

○軽度者に対する対象外種目の貸与の可否については、認定調査票の基本調査部分で確認します。

○下表の保険給付要件に該当していない場合は市の確認が必要となりますので、確認依頼書を提出してください。

対象外種目	保険給付要件	厚生労働大臣が定める者のイ		厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果		成田市への書類提出
				確認項目	確認内容	
ア 車いす及び車いす付属品	(1) または (2) に該当	(1)	日常的に歩行が困難な者	1-7	「3.できない」が選択されているか。	不要
		(2)	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当なし	サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）で検討しケアプランに位置づける。 →検討過程をサービス担当者会議の要点に記録すること	
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(1) または (2) に該当	(1)	日常的に起きあがり困難な者	1-4	「3.できない」が選択されているか。	左記に該当しない場合は必要
		(2)	日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3.できない」が選択されているか。	
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	右記に該当		日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3.できない」が選択されているか。	左記に該当しない場合は必要
エ 認知症老人徘徊感知機器	(1) と (2) の両方に該当	(1)	意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1	「2.ときどき伝達できる」「3.ほとんど伝達できない」「4.できない」のいずれかが選択されているか。	左記に該当しない場合は必要
				3-2 から 3-7	6項目のうち、いずれかで「2.できない」が選択されているか。	
				3-8 から 4-15	17項目のうち、いずれかで「2.ときどきある」または「3.ある」が選択されているか。	
		(2)	移動において全介助を必要としない者	2-2	「1.介助されていない」または「2.見守り等」または「3.一部介助」が選択されているか。	
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	(1)～(3)のいずれかに該当	(1)	日常的に立ち上がりが困難な者	1-8	「3.できない」が選択されているか。	不要
		(2)	移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1	「3.一部介助」または「4.全介助」が選択されているか。	
		(3)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当なし	サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）で検討しケアプランに位置づける。 →検討過程をサービス担当者会議の要点に記録すること	
カ 自動排泄処理装置	(1) と (2) の両方に該当	(1)	排便が全介助を必要とする者	2-6	「4.全介助」が選択されているか。	左記に該当しない場合は必要
		(2)	移乗が全介助を必要とする者	2-1	「4.全介助」が選択されているか。	